

医療補助金請求書

継続組合員番号 (現職時の職員番号)						1 加入保険の種類及び補助制度(○印) A 国民健康保険 C 全国健康保険協会(協会けんぽ) D 私立学校振興共済 E 市町村共済組合 F その他 企業保険等 (保険名 _____) 公的機関・保険者等からの補助制度 (有 無)
生年月日	年	月	日	(歳)		
住所	〒 _____					
電話番号	—	—				
保険証の 記号・番号						2 該当者のみ記入(○印) (1) 身体障害者手帳受給 (級) 市町村からの補助又は返戻金 (有 無) (2) 後期高齢者医療制度の適用 (有 無)
所得区分(○印) 70歳未満 (ア・イ・ウ・エ・オ) 70歳以上 (現役並み所得者・一般・低所得者)						
一般財団法人鹿児島県教職員互助組合退職互助規程第6条の規定による医療補助金を請求します。 年 月 日 氏名 印 一般財団法人 鹿児島県教職員互助組合理事長 殿						

※ 互助組合では所得区分が把握できませんので、裏面を参照してご記入ください。
(所得区分がわからない方は、保険者へお問い合わせください。)

※ 「医療機関領収内訳(ピンクの用紙)」または、医療機関の発行する「領収書」を添付してください。

※ 医療機関の発行する「領収書」について
・療養者氏名・保険種別・保険点数・患者自己負担額の確認できるものとします。
・「領収書」が複数枚の場合は、必ず1か月分をまとめて提出してください。
(上記領収書で請求する場合は、「医療機関領収内訳(ピンクの用紙)」は提出不要)

※ 身体障害者1・2級の認定を受けた方は、見舞金がありますのでお知らせください。
(認定後は、公的機関からの給付がありますので、互助組合からの医療補助は受けられません。)

※ 70歳未満所得区分「ア」「イ」「ウ」の方は、「エ」、70歳以上所得区分「現役並み所得者」の方は「一般」とみなし高額療養費を取扱いますのでご了承ください。(平成30年8月診療分から適用)

高額療養費について

高額療養費とは・・・医療機関での1か月の医療費窓口負担額が定められた自己負担限度額を超えたとき、超えた分は保険者(市町村・全国健康保険協会等)から高額療養費として払い戻しが受けられます。
 ※計算方法等詳細は保険者の窓口(市町村等)でお尋ねください。

自己負担限度額は、年齢(70歳以上、70歳未満)、所得によって定められています。(下表参照)

70歳未満の方 (後期高齢者医療制度の対象者を除く)

[2015. 1改正]

適用区分	1か月の自己負担限度額	4回目以降の自己負担限度額
ア 年収 約1,160万円～	252,600円 + (医療費-842,000円)×1%	140,100円
イ 年収 約770～1,160万円	167,400円 + (医療費-558,000円)×1%	93,000円
ウ 年収 約370～770万円	80,100円 + (医療費-267,000円)×1%	44,400円
エ 年収 ～370万円	57,600円	44,400円
オ (住民税非課税者)	35,400円	24,600円

◎高額療養費世帯合算について

同一世帯(同一保険)で、同月に21,000円以上の医療費自己負担が複数あるとき、合算して表中の自己負担限度額を超えるときも高額療養費の対象となります。

例 (所得区分:エの場合)

組合員40,000円、配偶者21,000円のととき合算額が57,600円を超えるので、高額療養費を保険者へ申請できます。

70歳以上の方

[2018. 8改正]

適用区分		外来の自己負担限度額 (個人ごと)	入院+外来の自己負担限度額 (世帯ごと)
現役並み	年収 約1,160～ 万円	252,600円 + (医療費-842,000)×1% 4回目から140,100円	
	年収 約770～ 1,160万円	167,400円 + (医療費-558,000)×1% 4回目から93,000円	
	年収 約370～ 770万円	80,100円 + (医療費-267,000)×1% 4回目から44,400円	
一般 年収156～約370万円		18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 4回目から44,400円
住民税非課税等		8,000円	24,600円
			15,000円

◎高額療養費世帯合算について

70歳以上の方の場合、自己負担分(1円以上)を全て合算して、表中の自己負担限度額を超えるときは高額療養費の対象となります。